

全体	57
個別	12-01

## 平成28年度 [消 防 本 部] 目標の成果

課 名	総 務 課
-----	-------

No.	項 目	地区消防団員の増員、車両の適正配置及び団員の安全装備品配備
	<b>1. 組 織 目 標</b>	
	<p>【 内 容 】</p> <p>消防団員の増員、消防団車両の適正配置及び消防団員の安全装備品の配備を行います。</p> <p>【 指 標 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各地区消防団でそれぞれ目標値を掲げ団員の増員を図ります。</li> <li>●団員安全装備品配備計画を継続します。 (安全半長靴・耐刃性手袋・ライフジャケット・ヘッドライト)</li> </ul>	
	<b>2. 実 績 ( 成 果 )</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団員増強 機能別消防団員の増員に伴い昨年度より消防団員は5人増加</li> <li>●団員安全装備品配備計画 安全半長靴700・耐刃性手袋900・ライフジャケット400・ヘッドライト300を配備</li> </ul>	
	<b>3. 評 価</b>	△
	<p>消防団員の増加については基本的消防団員数は減となったものの機能的消防団員の加入に伴い実員数が5人増加となった。 消防団員の安全装備品配備について、平成28年度は計画通り配置、配備ができました。</p>	
	<b>4. 今 後 の 展 開</b>	
	<p>平成29年度以降も引き続き計画に基づいて配置、配備を進めていきます。</p>	

全体	58
個別	12-02

## 平成28年度 [消 防 本 部] 目標の成果

課 名	警 防 課
-----	-------

No.	項 目	応急手当の普及啓発活動																																														
	<b>1. 組 織 目 標</b>	<p><b>【 内 容 】</b>            家庭や職場などで突然のけがや病気におそわれた時、傷病者の命を救い、または悪化を防ぐためには、そばに居合わせた人による応急手当が極めて重要です。救急隊到着までの市民による応急手当と市内198箇所に設置されたAED使用の重要性を広く市民に周知し、万が一の事態に備えるため応急手当講習会の受講を訴えていきます。併せて、各施設や事業所及び地域へ出向いての応急手当普及啓発に取り組みます。</p> <p><b>【 指 標 】</b>            昨年度の受講者数は延べ979名でした。今年度も引き続き応急手当及びAEDの効果や重要性を訴え、市民20人に一人の方の割合で救急法等を受講していただくことを目標に、昨年以上の普通救命講習及び救急法の指導推進に努めます。(目標受講者数：延べ1,700名)</p>																																														
	<b>2. 実 績 ( 成 果 )</b>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>講習種別</th> <th colspan="2">平成26年度中</th> <th colspan="2">平成27年度中</th> <th colspan="2">平成28年度中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総受講者数</td> <td>115回</td> <td>2,050名</td> <td>52回</td> <td>979名</td> <td>37回</td> <td>1223名</td> </tr> <tr> <td>普通救命講習</td> <td>34回</td> <td>274名</td> <td>18回</td> <td>173名</td> <td>21回</td> <td>322名</td> </tr> <tr> <td>救急法講習</td> <td>81回</td> <td>1,776名</td> <td>34回</td> <td>806名</td> <td>16回</td> <td>901名</td> </tr> </tbody> </table> <p>市民によるAED使用の救急事案</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成26年度</th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AED使用件数</td> <td>7件</td> <td>AED使用件数</td> <td>1件</td> <td>AED使用件数</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>除細動適応件数</td> <td>0件</td> <td>除細動適応件数</td> <td>0件</td> <td>除細動適応件数</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	講習種別	平成26年度中		平成27年度中		平成28年度中		総受講者数	115回	2,050名	52回	979名	37回	1223名	普通救命講習	34回	274名	18回	173名	21回	322名	救急法講習	81回	1,776名	34回	806名	16回	901名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		AED使用件数	7件	AED使用件数	1件	AED使用件数	6件	除細動適応件数	0件	除細動適応件数	0件	除細動適応件数	1件
講習種別	平成26年度中		平成27年度中		平成28年度中																																											
総受講者数	115回	2,050名	52回	979名	37回	1223名																																										
普通救命講習	34回	274名	18回	173名	21回	322名																																										
救急法講習	81回	1,776名	34回	806名	16回	901名																																										
平成26年度		平成27年度		平成28年度																																												
AED使用件数	7件	AED使用件数	1件	AED使用件数	6件																																											
除細動適応件数	0件	除細動適応件数	0件	除細動適応件数	1件																																											
	<b>3. 評 価</b>	△																																														
	<b>4. 今 後 の 展 開</b>	<p>島内設置のAEDを有効活用するために、継続して市民へ応急手当の普及啓発を図ります。また、119通報時の口頭指導と併せ、AED設置場所の情報提供を行い、早期の応急手当を実現することで救命率の向上を目指します。今後も市民と救急隊による救命リレーの質の向上を図るとともに、傷病者の社会復帰を目標に引き続き普及啓発を展開していきます。</p>																																														

全体	59
個別	12-03

## 平成28年度 [消 防 本 部] 目標の成果

課 名	予 防 課
-----	-------

No.	項 目	住宅用火災警報器設置促進、維持管理及び宿泊施設の消防用設備等設置促進
1.	組 織 目 標	
	<p>【 内 容 】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅用火災警報器設置促進のため、火災予防運動や広報等を通して設置促進を図るとともに、電池等の維持管理の指導を行います。</li> <li>2. 小規模な既存の宿泊施設に対する自動火災報知設備の早期設置指導及び防火管理の徹底を行います。</li> </ol> <p>【 指 標 】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅用火災警報器低設置地区50%未満の地区を0にします。</li> <li>2. 自動火災報知設備の義務対象となる小規模な既存宿泊施設41施設に対して立入検査等を実施して、早期設置に取り組みます。 (設置猶予期間 平成30年3月31日まで)</li> </ol>	
2.	実 績 ( 成 果 )	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秋季火災予防運動および歳末火災特別警戒並びに春季火災予防運動において、一般家庭防火診断を実施した際に、住宅用火災警報器設置促進と電池等の維持管理指導を行ったところですが、設置率50%未満の低設置地区を解消することは出来ませんでした。</li> <li>・ 小規模な既存の宿泊施設に対する自動火災報知設備は、19施設に設置が完了し新規に宿泊施設を開業する施設に関しては、順調に設置が進んでいます。</li> </ul>	
3.	評 価	△
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅用火災警報器の設置については設置率50%未満の低設置地区解消は出来なかったものの、対馬市全域の設置率は平成27年度設置率70.16%から75.51%と約5%向上しました。</li> <li>・ 小規模な既存の宿泊施設に対する自動火災報知設備の早期設置指導は猶予期間の平成30年3月31日までに、全施設設置に向け順調に進んでいます。</li> </ul>	
4.	今 後 の 展 開	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年度以降も住宅用火災警報器未設置世帯に対し地道な指導を続けるとともに、ホームヘルパーや地区の民生委員などに協力を依頼し設置率向上を目指します。</li> </ul>	